

令和 3 年度

定期監査結果報告書

室戸市監査委員

3 室 監 第 67 号

令和 4 年 3 月 15 日

様

室戸市監査委員 谷口 稀稔

室戸市監査委員 濱口 太作

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、令和 3 年度定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり報告します。

目 次

1	監 査 の 対 象	・ ・ ・ ・ ・	1
2	監 査 の 期 間	・ ・ ・ ・ ・	1
3	監 査 項 目	・ ・ ・ ・ ・	1
4	監 査 の 方 法	・ ・ ・ ・ ・	1
5	監査の結果並びに意見	・ ・ ・ ・ ・	2
	議会事務局	・ ・ ・ ・ ・	5
	学校保育課	・ ・ ・ ・ ・	5
	生涯学習課	・ ・ ・ ・ ・	6
	まちづくり推進課	・ ・ ・ ・ ・	7
	財政課	・ ・ ・ ・ ・	8
	総務課	・ ・ ・ ・ ・	8
	人権啓発課	・ ・ ・ ・ ・	9
	産業振興課	・ ・ ・ ・ ・	10
	建設土木課	・ ・ ・ ・ ・	11
	選挙管理委員会事務局	・ ・ ・ ・ ・	12
	財産管理課	・ ・ ・ ・ ・	12
	税務課	・ ・ ・ ・ ・	13
	市民課	・ ・ ・ ・ ・	16
	会計課	・ ・ ・ ・ ・	17
	福祉事務所	・ ・ ・ ・ ・	18
	水道局	・ ・ ・ ・ ・	19
	保健介護課	・ ・ ・ ・ ・	20
	消防本部	・ ・ ・ ・ ・	22
	観光ジオパーク推進課	・ ・ ・ ・ ・	23
	防災対策課	・ ・ ・ ・ ・	24
	地域医療対策課	・ ・ ・ ・ ・	25

1 監査の対象

① 資料を要求した課

議会事務局、学校保育課、生涯学習課、まちづくり推進課、財政課、総務課、監査委員事務局、人権啓発課、産業振興課、農業委員会事務局、建設土木課、選挙管理委員会事務局、財産管理課、税務課、市民課、会計課、福祉事務所、水道局、保健介護課、消防本部、観光ジオパーク推進課、防災対策課、地域医療対策課

② 監査をした課

議会事務局、学校保育課、生涯学習課、まちづくり推進課、財政課、総務課、人権啓発課、産業振興課、建設土木課、選挙管理委員会事務局、財産管理課、税務課、市民課、会計課、福祉事務所、水道局、保健介護課、消防本部、観光ジオパーク推進課、防災対策課、地域医療対策課

2 監査の期間

令和4年1月25日～令和4年2月14日まで

3 監査項目

- 前回の定期監査で指摘した事項の処理状況
- 徴収金の徴収状況
- 随意契約の状況について
- 各種団体等への補助金、交付金の支出について
- 工事状況調査及び入札状況について（500万円以上）
- 工事契約の変更状況について（500万円以上）

上記項目を主眼に事務事業が適正に執行されているか等に着目して監査を実施した。
なお、必要に応じ各課個別の監査項目を設定した。

4 監査の方法

各課等からあらかじめ資料の提出を求め精査し、所属長、補佐、班長から実情を聴取しながら、必要に応じて関係書類の提出を求め監査を実施した。

5 監査の結果並びに意見

〈 総 括 〉

当年度は財務事務全般についても、行政監査視点をもちながら事務執行の適法性、妥当性等について特に着眼点として実施した。

① 前回の定期監査指摘事項の処理状況について

各所属において真摯な取り組みによって適正に処理されている。

② 徴収金の徴収状況について

これらは市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入及び諸収入の中の各貸付金と弁償金の歳入であり、厳しい財政状況のなか市政運営を行っていく上での貴重な自主財源である。

令和 2 年度末で、一般会計 4 億 977 万 9,021 円、特別会計 2,161 万 1,794 円、合計 4 億 3,139 万 815 円の未収金（水道会計を除く）が発生している。令和元年度に比べ 4,059 万 1,517 円（8.6%）の減少となっており、債権管理への取り組みは評価するものではある。一般会計の未収金の割合で全体の 94.9%（前年度 94.2%）を占めている。使用料及び手数料（46.7%）、諸収入（48.2%）の未収金への取り組みの強化が望まれるところである。

収入未済額の縮減は、住民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要な課題であり、滞納者や連帯保証人の実態調査に努め、債権管理機構との連携強化を図り効率的な徴収対策を講じられたい。

③ 随意契約の状況について（工事以外で他者の見積書を徴しないもの）

今回の監査においては根拠法令及び契約保証金について実施した。提出された資料によると、随意契約件数は 350 件であり、うち地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に該当するもの 191 件、第 2 号 132 件、その他の号 27 件となっている。適用根拠法令の誤りが若干見受けられた。

契約保証金については、全て免除となっているが、その根拠である契約規則第 40 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの適用に誤りも見受けられた。

入札・契約事務マニュアル令和3年度版では、第3号（契約金額が少額するとき）の小額金額は、建設工事500万円未満、一般業務200万円未満となっており、3号に該当する契約は他の号の適用は必要ないものである。それ以外については、平成27年度に作成された「日常業務（共通）に役立つ手引き」を参考に事務執行に努められたい。

契約の起案にあたってはその都度見直し等を行うことも必要であり、情報の共有化や研修により適切な事務執行に努められたい。なお、他者の見積書を徴しないものを監査対象として実施したものであるが、随意契約とは一般競争入札を原則とする契約締結方法の例外として地方自治法第234条第2項により規定されている方法である。

随意契約の長所としては、競争の方法が省かれ事務処理の効率化が図られ経済的であること、契約の相手方となる者を任意に選択できるため資産、信用、経験等のある業者を選べ、契約の履行の確保が図れることなどがある。しかし、一方短所として契約の相手方が一部の者に偏りがちになるなど、適正な価格で契約できない恐れがあることなどが指摘されている。

適用に当たっては、地方自治法施行令に規定される要件を合理的、客観的に解釈し慎重な事務執行に努められたい。

④ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

今回提出された資料によると、補助金125件（新規5件）、交付金他13件（新規3件）となっており、補助金交付要綱等は全てにおいて整備が行われていた。

補助金については、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄附又は補助することができる。」と規定されており、市政活性化のためにも今後も重要な施策であると思慮される。

なお、市補助金交付規則第3条には「補助事業者等は、補助金が市民から徴収された税その他の貴重な財源でまかなわれていることに留意し、法令の規定及び補助金の交付目的に従って、誠実かつ効率的に補助事業等を行うように努めなければならない。」とある。

また、特に長期間継続しているものや少額の補助金、参加者の少ないイベント等への補助金については補助の必要性や効果等に留意し、見直しを検討する必要がある。

外郭団体の会計事務について、市の職員が行っているケースも見受けられるが預金通帳等の管理については1人の職員に任せるのではなく、複数の職員がチェックする体制を整えるべきである。

公金支出に対する説明責任の根幹を認識し、補助金が補助目的に沿って使用されているか、交付条件が遵守されているか、また交付内容に応じた補助効果が確保されているかどうかなど、行政として絶えず的確に把握されることが求められ、住民活動の活性化とともに補助金等、自治体の支出に係る関心が高まっており、市民に批判や疑念を抱かれることのないよう透明で公正公平な市政運営が望まれるところである。

⑤ 契約金額 500 万円以上の工事状況調査及び入札状況について

(令和 2 年度及び令和 3 年度 11 月末現在)

今回提出された資料によると令和 2 年度の工事 33 件であり、契約種別では指名競争入札 16 件、総合評価方式 6 件、一般競争入札 10 件、随意契約 1 件となっている。競争入札 26 件のうち、同額によりくじ引きによる決定が 16 件となっている。

なお、令和 3 年 11 月末現在の工事契約数は 44 件となっている。

⑥ 契約金額 500 万円以上の工事契約の変更状況について (令和 2 年度分)

令和 2 年度完成工事 33 件中、請負額、工期共に変更 11 件 (うち減額 1 件)、請負額変更 12 件 (うち減額 2 件)、工期変更 1 件、合計 24 件 (72.7%) となっている。

特に工期延長については供用開始の遅れによる市民への影響も大きく、当初の設計段階においての精査が重要となるため、今後においては十分留意されたい。

以下、各課に対する監査結果、指摘、概要を述べることとする。

<議会事務局>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は4件である。(1号1件、2号3件)

適正に処理されていた。

<学校保育課>

○ 徴収金の徴収状況について

【保育所保護者負担金について】

令和元年度10月より3歳児以上の保育料無償化により、令和3年11月現在の現年分調定額は、前年同月比19万8,100円増の685万9,900円の増額となった。

収入済額は685万9,900円で徴収率は100.00%(前年度96.28%)となっている。

滞納分調定額12万180円、収入済額8,000円、徴収率は6.66%(前年度8.57%)
収入未済額は11万2,180円となっており、滞納額は年々減少していることから、今後においても徴収努力を望むものである。

【学校給食費保護者負担金について】

学校給食は、市小学校5校と中学校4校の計9校全てで実施されている。

令和3年4月現在の対象児童・生徒数は547人(昨年度558人)となっている。

令和3年の学校給食費現年調定額は2,367万4,560円、収入済額1,858万6,010円、徴収率78.51%で収入未済額は508万8,550円となっており、滞納分については調定額70万2,769円、収入済額6万9,990円、徴収率は9.96%、収入未済額は63万2,779円となっている。

学校給食は児童・生徒にとっては、大勢で楽しく食事をすることや食物に対する感謝の心を養う大切な教育の場でもある。

滞納対策としては、催告書の発送及び電話による催告、学校と連携して取り組んでおり、滞納件数は減少傾向である。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は29件である。(1号19件、2号9件、その他1件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金 20 件（前年度 23 件）となっている。

本市唯一の高校である室戸高校については、本年度に公設塾が開設されたが初年度ということもあり受講生が少ないように思われる。今後は室戸高校と連携し、授業内容の充実を図り、受講生の確保に努めるとともに今後も様々な支援策を講じ、存続に向けての取り組みを望むものである。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和 3 年度 11 月末現在）

羽根中学校非構造部材改修工事他 2 件の指名競争入札となっている。

<生涯学習課>

○ 徴収金の徴収状況について

奨学資金貸付金は前年同期の徴収率と比較すると、現年 60.08%（前年度 54.09%）で 5.99 ポイントの増、滞納分は現年 23.95%（前年度 16.36%）で 7.59 ポイントの増となっている。

奨学金の返還については、卒業後正規雇用になれず、不安定な就労となり奨学金の返還が困難な若者が増えることが社会問題となっている現状ではあるが、貸与目的である教育の機会均等を図り、文化の向上と社会の健全な発展に貢献できる人材育成のためにも、高等学校以上の生徒に奨学資金、大学進学時に入学準備金を貸与する制度であり、本人及び連帯保証人に対し、より一層徴収努力を望むものである。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は 26 件である。（1 号 21 件、2 号 5 件）

適正に処理されていた。今後も法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金 19 件、交付金 1 件となっている。

○ 個別事項

令和3年度奨学資金及び入学準備金の貸与状況

(単位:円)

区 分	貸与月額	新規貸与者	継続貸与者	合計件数	貸与額
高等学 校	10,000	0	1	1	80,000
高等専門学校(1～3年生)	16,000	1	0	1	192,000
高等専門学校(4～5年生、専攻科) 専修学校(専門課程)	30,000	1	1	2	720,000
短期大 学	30,000	0	0	0	0
大学及 び大 学院	35,000	2	9	11	4,620,000
小 計		4	11	15	5,612,000
入 学 準 備 金	300,000	0		0	0
	500,000	2		2	1,000,000
小 計		2		2	1,000,000
合 計		6	11	17	6,612,000

<まちづくり推進課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、6件である。(1号4件、2号2件)

適正に処理されていた。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金9件となっている。

新たに、室戸市タクシー事業者事業継続支援給付金が制定されている。

○ 個別事項について

【 移住促進事業について 】

移住促進住宅の整備や都市圏などでのPR活動等、多くの施策を実施しているが、大きな成果とはなっていない現状であり、問題の分析、その解決策など今後の努力を期待する。

移住者実績

(R4.1.17現在)

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
世 帯	16	13	21	20	63
人 数	24	23	23	30	76

※令和3年度よりカウント方法を変更

移住体験住宅利用状況

	令和元年度				令和2年度				令和3年度(4月～12月末)			
	元	吉良川	佐喜浜	計	元	吉良川	佐喜浜	計	元	吉良川	佐喜浜	計
滞在日数(日)	103	84	77	264	82	52	43	177	94	108	77	279
世帯数(世帯)	12	6	7	25	5	3	4	12	9	9	8	26
人員(人)	21	12	9	42	6	6	8	20	19	17	10	46

【地域おこし協力隊について】

地域おこし協力隊の任期終了後、地元への定住や起業するための補助金要綱を制定したことにより、それを利用した起業も進められていることから、地域の活性化と定住促進に繋がっているものと考えられる。任期中に培ったノウハウと人脈を生かした地域づくりに努められることを期待する。

<財政課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は2件である。(2号2件)

適正に処理されていた。

<総務課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は33件である。(1号13件、2号17件、その他3件)

適正に処理されていた。今後も法令に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

交通安全関係補助金2件となっている。令和元年制定された運転免許自主返納支援事業費補助金は、令和3年12月までに56人に交付されている。

○ 個別事項について

現在は、医療制度改革や地方分権の推進を図ろうとする国の方針などにより市町村の事務は増加しており、本市でも多くの会計年度任用職員の雇用で対応している。

地方公務員法及び地方自治法の改正により、会計年度任用職員は地方公務員法が適応される一般職の地方公務員であり、正職員と同様、各種研修の機会も与えられ、市民サービスが維持向上するよう期待する。

正職員数

	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和3年4月1日
職 員 数	247	251	250	260	257

臨時職員数

		平成29年4月1日 現在	平成30年4月1日 現在	平成31年4月1日 現在	令和2年4月1日 現在	令和3年4月1日 現在
任 用 計 職 年 員 度	フルタイム	—	—	—	5	5
	パートタイム	—	—	—	205	215
臨 時 的 任 用 職 員	特別職非常勤・ALT	22	22	22	—	—
	常 勤	80	77	77	—	—
	パートタイム	142	135	144	—	—
内、病休・代替等		1	0	1	1	0
合 計		244	234	243	210	220

<人権啓発課>

○ 徴収金の徴収状況について

同和小口資金貸付金は、昭和47年度から昭和61年度までに貸付を行った返還金であり、収入未済額は現在、205万500円（47件）となっている。

貸付金は私法上の債権であり、民法第166条第1項の適用を受けるものである。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、13件全て1号である。

○ 個別事項

【市民館の公金取り扱いについて】

各市民館では市税、国保税、使用料、介護保険料等幅広く公金の収納事務を行っている。令和2年度は、4,265件、3,316万2,815円と多額の公金を取り扱い、最も多い市民館では約1,345万円を扱っており、管理体制には十分留意されたい。

<産業振興課>

○ 徴収金の徴収状況について

産業育成資金貸付金については、平成 17 年度から貸付制度は廃止となっているが令和 2 年度の滞納額は、昭和 54 年度から平成 14 年度までの未収金で、11 件の 2,150 万 7,300 円となっている。11 件中 7 件は一度も支払いがなされていない状況である。

貸付金の原資は税金等の公金で賄われているものであり、不公平感や不公正感を与えることのないよう、未収金対策に取り組んでいただきたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、31 件である。(1 号 22 件、2 号 8 件、その他 1 件)

適正に処理されていた。今後も法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金 40 件、交付金 3 件、補給金等 4 件となっており、新たに森づくり支援事業費補助金他 4 件を制定している。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和 3 年度 11 月末現在）

室戸海洋深層水受水槽増設工事他 1 件の指名競争入札となっている。

○ 個別事項

【アクアファームの給水状況について】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(11月末)
給水件数	3,738	3,557	3,119	3,171	1,968
使用水量(m ³)	686,215.4012	820,450.3500	824,521.7006	764,959.3368	620,233.7350
使用料(円)	30,118,387	33,751,343	32,212,542	26,711,979	18,802,049

令和 3 年 11 月末現在の使用水量の内訳の割合は一般 0.01%、水産利用 91.74%、企業分 8.25%であり、使用料では一般 2.29%、水産利用 33.29%、企業分 64.42%となっており、前年同月より約 117 万円の増額となっている。

海洋深層水は本市の貴重な地域資源であり、安定的な取水・給水のため万全なメンテナンスを実施し、ブランド力を高めるため今後においても深層水の有効な活用を望む。

なお、海洋深層水給水事業においては、対前年度比で使用料は伸びているものの依然として赤字が続いている。一般会計より繰入を行っているところであり、

使用水量の増加や経費節減を図り、健全なる事業運営に努力されたい。

<建設土木課>

○ 徴収金の徴収状況について

農林水産業費分担金の滞納額は、本年 11 月末現在 216 万 5,400 円となっている。
長びく不漁の影響を受け、苦しい漁協経営を強いられている状況ではあるが、
早期解消に努力されたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、28 件である。(1 号 17 件、2 号 5 件、その他 9 件)
適正に処理されていた。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

地籍調査事業費補助金 1 件となっている。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和 3 年度 11 月末現在）

市道大平線道路新設工事他 1 件の総合評価方式、市道庄下西町 2 号線道路新設
工事他 10 件の制限付一般競争入札となっている。

○ 個別事項

【地籍調査への取り組み状況について】

地籍調査は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査する国土調査の一部であり、登記所にある土地登記簿や地図をもとに、一筆毎の土地について土地所有者等の立会いを得て、所有者・地番・地目・筆界の調査をするとともに測量を行い、その結果を地籍図及び地籍簿に取りまとめるものである。その効果は不動産登記、行政の基礎資料として活用されるほか、災害復旧の迅速化、街づくりの円滑な推進などに役立てられることから、海岸沿いの住宅地を主とした年次計画の樹立を行い、平成 18 年度より佐喜浜町から実施しており順調に進んでいるものと思われる。

年度別着手面積

(単位:k㎡)

		平成18～ 28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
本市事業	地籍調査	3.32	1.00	0.62	0.62	0.99	0.48	7.03
	山村境界保全事業	4.15	-	-	-	-	-	4.15
芸東森林組合実施	地籍調査	27.76	2.49	3.17	4.00	5.11	4.07	46.60

○ その他

市道整備については、市民から多くの要望が寄せられた中で、課として年度別に優先順位を付け、問題解消に取り組んでいるとの事である。しかし市民にはその実情が伝わっていないことが不満等の原因となっているものと思われる。整備計画等の情報を地域の方々に理解してもらい信頼関係を強め、安心して通行できる市道整備に努めるよう望むものである。

<選挙管理委員会事務局>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、8件である。(1号6件、2号1件、その他1件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

<財産管理課>

○ 徴収金の徴収状況について

市営住宅使用料について

令和3年11月末現在の全体の調定額は2億7,848万6,668円で、収入済額は6,312万9,938円、徴収率22.67%(前年度21.33%)となっている。昨年同期と比較すると1.34ポイントの増加している。

今後も債権管理室とともに徴収率の向上に努められたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、10件である。(1号6件、2号4件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

生活環境等の安定向上が阻害されている地域における住環境の整備改善及び

地域の活性化を促進するための老朽住宅除却事業費補助金 1 件となっており、除却事業は、本年度申請件数 73 件中、決定件数 62 件、決定額 8,618 万 4,250 円（11 月末現在）となっており、平成 24 年度からの累計では 322 件、3 億 6,839 万 9,050 円となっている。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和 3 年度 11 月末現在）

市営第二大谷団地立替事業（2 号棟）建築主体工事の総合評価方式、市営第二大谷団地立替事業（2 号棟）電気設備工事他 2 件の指名競争入札となっている。

○ 個別事項

市営住宅については、本年度 58 団地 590 室を管理しており、空室 169 室のうち 78 室については、耐震性等により募集は行わない方針であり、残 91 室については需要が見込まれるものから修繕のうえ募集を行う予定である。

また、現在管理戸数 590 戸、入居可 512 戸中 421 戸に入居している。老朽住宅の建替工事が進められているが、住宅使用料の滞納問題の解消がないと多くの市民の批判を受けることにもなると思われたため、滞納対策には強力な取り組みを期待する。

<税 務 課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、8 件である。（1 号 2 件、2 号 6 件）
適正に処理されていた。

○ 個別事項

特別徴収の状況

（単位：％）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特別徴収者数実施率	79.88	79.36	80.86	82.85	82.56
特別徴収税額実施率	87.48	86.02	86.63	86.78	86.01

（各年度 7 月 1 日現在 課税状況調べより）

○ 徴収金の徴収状況について

令和 3 年度より債権管理課を債権管理室として税務課に統合し、従来税務課収納班で行っていた業務も債権管理室で行っている。

住宅新築資金等貸付金収入未済額は、令和 3 年 11 月末現在 1 億 3,613 万 484 円で、昨年同期と比べると 1,720 万 5,810 円の減少となっている。また現年徴収率は 80.57%で昨年同期比 13.22 ポイント増加し、滞納では 7.33%で 1.26 ポイント増加しており、未済額解消に向けての努力が認められた。

○ 個別事項

【市税の収納状況及び不納欠損処分について】

市税の収納状況は次の表のとおり、令和 2 年度の市税の収納状況については現年は全て 99 パーセント台の徴収率となっており、滞納分の収納率も前年を上回るなど、努力の跡が見受けられる。

次に、市税と国保税を合わせた不納欠損額は、令和 2 年度 672 万 2,862 円であり、令和元年度 1,145 万 1,056 円と比べ、472 万 8,194 の減となっている。

貴重な自主財源である市税の債権消滅処分であり、今後も法令に沿った事務処理を行うこと。

【滞納整理取組み方針について】

債権管理室の取組み方針として、①目標の数値化 ②取組みの進捗管理 ③年間・月間スケジュールの確立 ④租税債権管理機構との連携 ⑤人材の育成等を掲げ、具体的な取組みを行い、課員の問題意識共有を図っている。

滞納整理強化については、広く市民にも浸透しており、市税等の滞納に対し、強い姿勢を持ち、今後においても、公平性の原則の元、徴収事務の執行に努められたい。

収納状況、強制徴収の実績、差押件数及び差押金額の推移は次のとおりである。

なお、平成 28 年度より広域事務組合に設置された債権管理機構に依頼した令和 3 年度（11 月末時点）の 69 件、4,155 万 404 円については、11 月末現在 1,216 万 5,330 円（徴収率 29.28%）の収納実績となっている。

市税年度別収納状況

(単位:円、%)

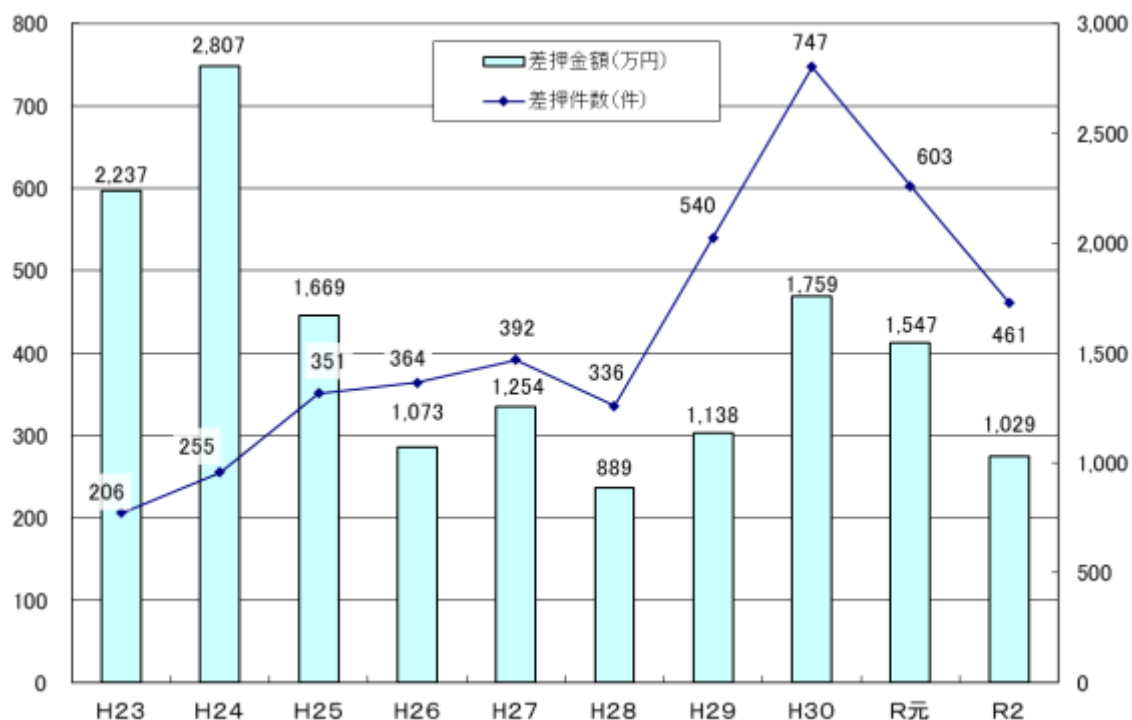
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		収入済額	収納率	収入済額	収納率	収入済額	収納率	収入済額	収納率
市 民 税	現 年	473,306,983	99.11	460,560,360	99.35	439,235,337	99.61	429,593,333	99.55
	滞納分	8,163,097	45.27	7,254,515	61.35	3,910,353	61.32	2,991,434	69.27
固定資産税	現 年	499,970,909	98.61	489,596,429	98.80	489,001,558	99.12	548,432,159	99.03
	滞納分	10,379,570	27.73	8,506,027	28.76	4,662,096	21.58	4,302,474	25.95
軽自動車税	現 年	53,107,197	97.82	53,780,916	97.94	55,397,345	98.69	57,905,107	99.11
	滞納分	964,641	22.03	1,172,550	29.99	1,105,947	32.25	770,449	34.57
国 保 税	現 年	424,934,142	96.61	405,148,700	96.72	383,871,214	97.92	352,867,308	98.73
	滞納分	22,980,174	38.04	19,370,858	41.97	16,641,713	48.76	10,897,630	53.49

強制徴収の実績

(単位:円)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度 (11月末現在)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
預貯金	457	7,833,405	592	11,483,314	499	9,828,872	358	7,741,258	85	2,149,425
保 険	29	2,219,066	59	854,586	31	898,817	39	77,911	8	143,000
捜 索	7	140,162	16	109,495	9	308,720	10	22,900		
給与報酬	21	690,232	50	2,382,253	40	2,278,458	42	1,162,391	13	645,559
年 金	9	137,520	10	1,322,250	6	1,150,882	6	1,238,336	7	881,801
出資金	12	322,000	4	43,000						
還付金	5	37,882	1	18,145	2	44,900			1	19,800
不動産			7	0	2	243,000	1	0	3	0
地 代					1	7,000				
大敷配当金			5	672,500	6	557,200	2	50,000	5	0
外注費			3	700,000	4	100,097				
自動車					3	50,837	3	0		
計	540	11,380,267	747	17,585,543	603	15,468,783	461	10,292,796	122	3,839,585

差押件数及び差押金額の推移



<市 民 課>

○ 徴収金の徴収状況について

国民健康保険事業における一般被保険者診療報酬返納金は、主に資格喪失後に受けた診療報酬に係る返還金であり、本年度11月末現在の調定額は107万7,165円(247件)、収入済64万8,370円(247件)、徴収率60.2%、収入未済額は42万8,795円となっている。

滞納対策としては、保険者間調整の推進や資格適正化チラシの配布を行っているとのことである。

一般保険者第三者納付金は交通事故等の治療に国保を使った場合に加害者より納付されるものであり、本年度11月末現在調定額115万7,592円(5件)、収入済額14万8,847円(3件)徴収率12.9%で現年は全て徴収されており、収入未済額は滞納分の100万8,745円となっている。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、31件である。(1号14件、2号16件、その他1件)適正に処理されていた。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金 5 件、交付金 3 件となっている。

○ 個別事項

不法投棄等の苦情件数と内容並びに対応について

不法投棄の苦情件数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (11月末)
14	17	13	10	8	2

対応としては、室戸警察署、安芸土木事務所、室戸事務所や安芸福祉保健所、その他関係機関と連携して、ごみ回収処理にあたりとともに、不法投棄禁止の立て看板を設置する等、努力はされているも一向に絶えない状況である。

今後においても広報等によるPR活動や不法投棄監視パトロールの強化に努められたい。

人口の推移

	男	女	計	0～14歳	15～64歳	65歳以上	75歳以上	世帯数
H29.3.31	6,631	7,375	14,006	994	6,508	6,504	3,356	7,622
H30.3.31	6,457	7,151	13,608	967	6,132	6,509	3,401	7,503
H31.3.31	6,304	6,914	13,218	924	5,808	6,486	3,441	7,378
R2.3.31	6,144	6,730	12,874	872	5,551	6,451	3,456	7,292
R3.3.31	6,027	6,525	12,552	836	5,322	6,394	3,436	7,195

※ H24.7.31から外国人を含む(H24.7.9住基法改正による)

<会 計 課>

○ 個別事項

室戸市財務規則第 126 条に定める検査について

令和 2 年度は室戸岬出張所と大谷市民館を実施し、保険料、手数料、使用料等に係る出納及び保管状況、帳簿等一連の事務について、現金収納日報兼現金払込書の照合を行い、その適否の確認を行ったが、事務処理及び現金、出納印の保管についても適正に事務処理及び管理されているとの検査結果が報告されている。

今後とも会計事務の適正に努められたい。

<福祉事務所>

○ 徴収金の徴収状況について

① 更正資金貸付金について

昭和 44 年度から昭和 53 年度までの 5 件の貸付金であり、民法上の金銭消費貸借契約に基づいて発生する私債権となっていることから、滞納者及び保証人の現状調査を行い、厳正なる私債権の管理に関する事務を行われたい。

② 生活保護弁償金

本年度は、令和 3 年 11 月末現在、全体の調定額は 2,846 万 4,089 円、収入済額は 416 万 3,897 円（内現年分 376 万 897 円）、収納率は 14.63%（現年分 80.96%）となっている。今後においても世帯の実態把握や資産・収入状況把握などに努め、適正保護に努められたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、13 件である。（1 号 6 件、2 号 7 件）
適正に処理されていた。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

民生児童委員活動費補助金等補助金他 3 件となっている。

○ 個別事項

【生活保護率の推移について】

平成 20 年秋以降の急激な国内景気・雇用情勢の悪化に伴い、全国的にも生活保護受給者は、戦後過去最高と言われ、その後も増加を続けており、本市においても、基幹産業の一つである漁業の低迷や少子高齢化などにより人口減少が進み、都市部との所得格差や雇用の場の確保などの問題は解消されず厳しい状況下にあって、生活保護率の推移は、平成 24 年 3 月 55.7%、平成 25 年 3 月 60.6%と上昇を続けていたが、令和 3 年 11 月末で 54.2%と減少としている。

しかし、依然高い保護率となっており、平成 25 年度 10 月より、援助困難ケースへの対応のため警察官 OB を雇用し生活実態把握等に努めているということであり、今後も自立支援の充実など適正な事務の遂行を望む。

また、生活保護費に占める医療費の割合が全体の 65%を超えており、頻回受診・重複受診等の指導により医療費の減少を図り、適正保護の実施に努められたい。

<水道局>

○ 徴収金の徴収状況について

今後の滞納整理の取り組みとして、給水停止措置に加え支払督促制度の活用に取り組む等努力はされているが、転出や死亡等を的確に把握し、滞納を発生させないことなど今後一層強力な取り組みを望む。

令和3年11月末現在調定額1億9,712万8,681円、収入済額1億7,929万8,570円、徴収率90.96%となっている。昨年同期と比較すると0.64ポイント増加している。

未収金は私法上の債権であって消滅時効は2年であるが、令和2年4月1日施行の民法改正により5年となるため、法施行日を境に2年と5年が併存することになるので注意が必要である。

企業会計の健全を期するには、水道料金の未収金対策は、必要不可欠となっているところであり、善良なる受益者との負担の公平性を期するためにも、水道給水条例第38条に基づく給水停止措置を行うことにより、毅然とした対応と尚一層の徴収率の向上を目指した取組みに努められたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は4件である。(1号3件、その他1件)

適正に処理されていた。

○ 工事状況調査及び入札状況について(令和3年度11月末現在)

浮津配水管布設替工事他2件の指名競争入札となっている。

○ その他

石綿管布設替えについては、令和元年度に870mを実施しており、令和3年12月現在延長3,268mのうち、令和3年度から令和5年度に1,238mを計画しており、残り2,030mが未計画とのことである。

水道会計はここ数年の経営努力により資金残高が3億円を越えている現状であり、計画の前倒しなどにより早期の石綿管布設替えを望むものである。

<保健介護課>

○ 徴収金の徴収状況について

介護保険料の普通徴収において、令和元年度現年 86.98%・滞納 14.15%、令和2年度現年 86.62%・滞納 28.50%となっている。令和3年11月末現在の昨年同期と比較すると、現年徴収率は 6.77 ポイントの増加、滞納も 12.92 ポイントの増加となっている。

徴収率の低い原因は、無年金や小額年金者等の低所得者で滞納するケースが多いなどの実情がある。しかし、保険料の未納により消滅時効となれば介護サービスを利用する場合にサービス利用料（自己負担）が、1割負担から3割負担となり、高額介護サービス費の支給制限も生じるため、市民に徹底した啓発に努めるよう望むものである。

現年、滞納分の徴収率の向上対策として定期的な督促状や催告状の発送、財産調査を実施している。

今後とも法令に基づき徴収率の向上を図りたい。

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、47件である。（1号14件、2号32、その他1件）

内容を十分精査し、法令等に基づき適正に事務処理されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

補助金11件となっている。

○ 個別事項

【各種検診状況について】

各種検診の受診率については、全国的に国の目標より非常に低い状況が続いており、本市においても同様であるが、病気の早期発見による早期治療を行うことが市民の幸福とともに医療費の抑制に繋がり、それにより市民の国保税負担の減少にも結び付くことになる。

そのためにはより一層検診への参加を働きかけることが重要であり、保険者の意識改革にも努めなければならない。

がん検診

(単位:人、%)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度(11月末現在)		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
結核・肺がん (40歳以上)	10,612	2,027	19.1	10,390	1,884	18.1	10,184	1,703	16.7	10,007	1,599	16.0
胃がん (40歳以上)		1,023	9.6		909	8.7		810	8.0		664	6.6
大腸がん (40歳以上)		1,859	17.5		1,704	16.4		1,525	15.0		1,497	15.0
乳がん (40歳以上の女性)	5,734	484	8.4	5,600	424	7.6	5,485	419	7.6	5,363	378	7.0
子宮頸がん (20歳以上の女性)	6,507	300	4.6	6,304	364	5.8	6,157	292	4.7	5,987	167	2.8

特定健康診査 (40歳～74歳の国保加入者)

(単位:人、%)

平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度(11月末現在)		
対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
3,411	1,285	37.7	3,241	1,226	37.8	3,122	1,168	37.4	3,033	539	17.8

【保健事業について】

長年多岐にわたり保健事業を実施しているが、近年参加者も減少傾向にあり、参加者層に偏りが見られる事業もあることから、見直しを検討されることが望ましい。

より多くの市民に参加していただき、健康寿命を延ばしていくことが医療費の削減に繋がるものと思われる。

○その他

現在、自分で車を運転できない高齢者等の対策として、タクシー料金の一部補助、高齢者等買い物支援事業委託を実施しているが、自動車免許自主返納や高齢化により、ますます通院や買い物の困難な方々が増加するものと思われる。

他課との協議を踏まえながら、よりきめ細かな実施に向けて検討を望むものである。

<消防本部>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、12件である。(1号6件、2号4件、その他2件)
適正に処理されていた。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和3年度11月末現在）

菜生防災コミュニティセンター整備機械設備工事他 5件の指名競争入札、菜生
防災コミュニティセンター整備建築主体工事他 1件の総合評価方式となっている。

○ 個別事項

【消防施設の整備状況について（各分団含）】

分団の移設計画については順調に進んでおり、本年度建設中の菜生分団が完成
すれば、残りは椎名分団のみとなっている。早期完成に向けての取り組みを望む
ところである。

【火災・救急業務出動状況】

(単位:件)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
火 災	21	11	9	13
室 戸 市	16	10	7	12
東 洋 出 張 所	5	1	2	1
救 急	1,404	1,356	1,217	1,257
室 戸 市	1,162	1,138	1,003	1,046
東 洋 出 張 所	242	218	214	211
へり使用	97	91	79	61
DR へ り	90	84	76	51
防 災 へ り	7	7	3	9
県 警 へ り	0	0	0	1

火災については昨年より44.4%増加し、救急業務は3.3%の増加、ヘリコプターに
よる搬送は22.8%の減少となっている。

<観光ジオパーク推進課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、18件である。(1号9件、2号4件、その他5件)

内容を十分精査し、法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

ジオパーク推進協議会補助金等補助金他7件、給付金1件となっている。

新たに市内宿泊施設事業者事業継続支援給付金他1件が制定された。

○ 工事状況調査及び入札状況について (令和3年度11月末現在)

自然体験型観光交流宿泊施設屋外風呂等設置工事1件の指名競争入札である。

○ 個別事項

拠点施設のジオパークセンターは、平成27年にオープンした後も体験プログラム導入や、新たな展示物などによる内容の充実を図っている。しかし、センターの利用者数の月平均は、平成28年度6,386人、29年度6,151人、30年度7,276人、令和元年度5,732人、2年度は3,407人と、新型コロナウイルスの影響で減少しており、また室戸岬におけるガイド実績も次に示したような状況にある。

数あるジオパークの中から、室戸ジオパークに来ていただくことが交流人口の増、地域振興に繋がるため、室戸ジオパーク独自の特徴や魅力などの発信を行うと共に、市民の関心と学習、地域の盛り上がり、来て頂いた方々の満足度を高めるためには必要不可欠であり、ジオパーク推進協議会等との連携により市民を巻き込んだ施策の実施を望むものである。

ガイド実績(室戸岬)

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (12月末)
県内	976	1,081	661	258	649
県外	5,054	4,600	3,663	1,136	950
海外	82	58	51	0	0
計	6,112	5,739	4,375	1,394	1,599

平成27年度以降、ガイド実績が減少傾向にある。特に令和2年度から令和3年度にかけては、新型コロナウイルスの影響で減少している。ガイドによりさらに充実した観光が期待出来ることから、観光客に大いに利用をしていただくよう取り組みを望むものである。

○ その他

本市への観光客は新型コロナウイルスの影響による各種イベントの中止により減少している。このため、ジオパークセンターを始め、拠点施設の利用者も減少しているのが現状である。人口減少が続く本市にあって、地域振興を図るためには交流人口の増加は不可欠であり、コロナ後に向けて各種施設やイベントの磨き上げなど、受入態勢の充実を図ることを期待する。

<防災対策課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、14件である。(1号4件、2号8件、その他2件)
適正に処理されていた。今後も法令等に基づき執行されたい。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

防災関係補助金4件である。

○ 工事状況調査及び入札状況について（令和3年度11月末現在）

吉良川町西灘地区津波避難タワー建築主体工事他1件の総合評価方式、室津地区耐震性貯水槽設置工事1件の指名競争入札、羽根町坂本津波避難タワー屋外拡声子局増設工事1件の随意契約となっている。

○ 個別事項について

自主防災組織においては、補助金による防災資機材の購入により自主的な備えへの強化が図られている。計画されている津波避難タワーや避難路については、計画にしたがって整備が進められている。

ソフト面については、住民の避難への意識が低下しないよう、夜間など状況に応じた避難訓練を繰り返し実施することが重要であり、被害を少なくすることに繋がっていくことになる。

今後においても、行政、自主防災組織、関係機関等が一体となって、いざという時に役立つ訓練の実施などへの取り組みを期待する。

<地域医療対策課>

○ 随意契約の状況について

随意契約件数は、13件である。(1号11件、2号2件)
適正に処理されていた。

○ 各種団体等への補助金、交付金の支出について

医療関係補助金3件である。

○ 個別事項について

【医療対策について】

室戸岬診療所の患者数については、令和2年4月に常勤医師が着任しているが、新型コロナウイルスの影響で患者数が伸びていないのが現状である。

なお、現在建設が進められている室戸診療所については、予定どおり本年6月に開所できる見込みとなっている。昨年、佐喜浜診療所が閉所となっており、今後における本市の医療体制についての検討を望むものである。